

＜個人経営において削除される調査事項＞

別紙2

○産業共通調査事項：自家用自動車の保有台数

○産業別調査事項：下表のとおり

鉱業 砂利採取業	製造業	卸売業、小売業	医療、福祉	建設業、サ ービス関連 産業A	サービス関連 産業B
<ul style="list-style-type: none"> ■費用（有給役員及び常用雇用者、臨時雇用者にかかる給与総額、その他支給額、鉱業活動に係る費用） ■生産数量 	<ul style="list-style-type: none"> ■費用（人件費及び人材派遣会社への支払額、原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額） ■リース契約による契約額及び支払額 ■有形固定資産 ■製造品在庫額 ■半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額 ■（製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び）製造品在庫数 ■加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額 ■酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額 ■直接輸出額の割合 ■主要原材料名 ■工業用地及び工業用水 ■作業工程 	<ul style="list-style-type: none"> ■販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無 ■商品手持額 ■小売販売額の商品販売形態別割合 ■セルフサービス方式の採用 ■売場面積 ■営業時間 ■チェーン組織への加盟 	—	<ul style="list-style-type: none"> ■建設業許可番号 	<ul style="list-style-type: none"> ■宿泊業の収容人数及び客室数 ■物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合 ■特定のサービス業における取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数

※「農業、林業」及び「漁業」については、個人経営は調査対象外。

※「協同組合」については、個人経営は存在しない。

※「学校教育」については、前回調査と同じ内容を把握。

※「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業、サービス関連産業A」及び「サービス関連産業B」は前回調査の単独事業所調査票との比較。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）
 における経済センサス・活動調査等に係る記述内容

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備 エ 一次統計等との連携強化	◎ 経済センサス・活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。
(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	◎ 平成28年に実施される経済センサス・活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、 <u>調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直し</u> を行う。 ○ 平成28年経済センサス・活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。	総務省、経済産業省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス・活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。 ○ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス・活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。 ○ <u>売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）</u> について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、関係府省 総務省、関係府省 総務省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。 平成30年度末までに結論を得る。 平成28年経済センサス・活動調査の企画時期までに結論を得る。
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ <u>労働者の区分等について</u> 、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、 <u>関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。</u>	総務省、関係府省	平成26年度から実施する。

「諮問第29号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス - 活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」(平成22年12月17日付け府統委第154号)における今後の課題

2 経済センサス - 活動調査の実施

(3) 今後の課題

活動調査^(注)については、事業所と企業という両経済主体の全体を同時に調査するこれまでにない調査であり、事業所と企業の経理事項の関係が明確になり、利用者における利用可能性を格段に広げることが期待される。

しかし、企業内の事業所の売上高の合計と企業の売上高は、企業の内部取引額の扱いにより異なることとなる。

このため、事業所の売上金額に占める企業の内部取引額を把握することは、調査対象の負担を考慮すれば今回の活動調査において実施することは困難としても、今回の調査結果を十分に検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。

(注) 「活動調査」は、経済センサス - 活動調査を指す。

平成24年経済センサス-活動調査の概要

調査の目的

経済センサス-活動調査は、経済構造統計（すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

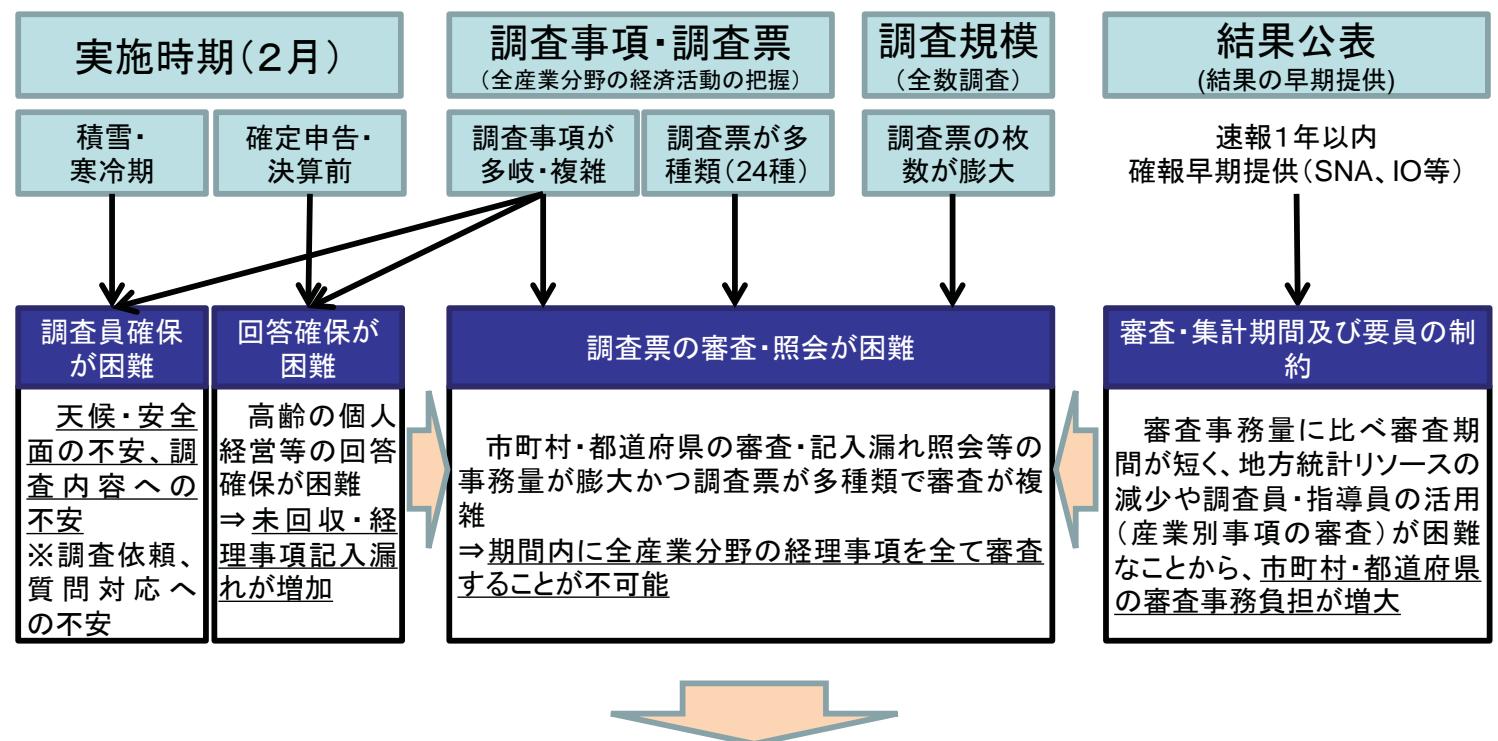
調査の概要

- <調査期日> 平成24年2月1日現在
- <調査実施者> 総務大臣、経済産業大臣
- <調査対象> 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下の事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所
(600万事業所)
 - 農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所
 - 家事サービス業に属する事業所
 - 外国公務に属する事業所
- <調査事項>
 - 産業共通調査事項
経営組織、事業内容、売上金額、営業費用及び費用内訳、設備投資の有無等
 - 産業別調査事項
事業別売上金額、売場面積（小売業）等
- <調査方法>
 - 調査員調査
総務省・経済産業省—都道府県—市町村—統計調査員—報告者
 - 直轄調査※（郵送及びオンライン）
総務省・経済産業省—報告者
 - 総務省・経済産業省—都道府県—報告者
 - 総務省・経済産業省—都道府県—市—報告者
 - ※民間事業者に調査票の配布・回収を委託
- <結果の公表>
 - 平成25年1月末に速報集計結果を公表
 - 同年夏以降に順次確報集計結果を公表

利活用の概要

- GDP推計や各種調査の精度向上のための利用
- 地方消費税の清算等法令に基づく利用
- 中小企業振興のための補助金分配など国・地方における各種政策への利用

変更の背景(平成24年経済センサス-活動調査の実施状況)



調査員の確保状況	調査票の回収状況	売上高集計の有効回答状況	産業別集計の有効回答状況
<調査員確保率>	<調査票回収率>	<集計対象数の割合>	<主要産業の集計対象数の割合>
全国 92%	調査計 89%	企業等集計 86%	製造業 82%
市部 92%	直轄調査 92%	うち大企業 93%	卸売業、小売業 75%
政令市 86%	調査員調査 88%	(常用雇用者100人以上)	サービス関連産業A 77%
郡部 96%	(事業所ベース)		サービス関連産業B 70%
大都市の調査員確保が不十分(1調査員の事務負担が増大)	回収確保が不十分(調査員調査では9割未満)	中小規模企業における売上高の回答確保が必要	調査票第2面(産業別事項)の記入・審査精度(記入漏れ補完)の向上が必要

平成24年調査の評価
○ 企業数、事業所数、従業者数、付加価値額等の主要結果は、他統計等の結果とほぼ整合的(⇒初回調査としては、経済センサス-活動調査の意義・目的をおおむね達成)
○ 売上高全体の98%を占める法人企業(約195万)は、結果精度に大きな支障が生じない有効回答を確保
○ 売上高は全体の2%であるが企業数の53%を占める個人経営企業(約218万)の回答確保が必要

(注)上記は、調査実施者(総務省及び経済産業省)が主催する「経済センサス-活動調査研究会」の資料を元に作成している。

1 調査事項・調査票関係

- (1) 母集団情報の整備を進める観点から、小規模事業所の回収率の向上を図るため、調査事項を簡素化した個人経営調査票を設ける。
※ 主に各産業で独自に把握する産業別の調査事項を削除
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）における指摘事項等を踏まえ、「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」の調査事項の追加及び「従業者数」に係る労働者区分の見直しを行う。
- (3) 上記のほか、調査票種類の再整理及び調査事項の見直しを行う。
※ 「政治・経済・文化団体、宗教」調査票の新設、「建設業、サービス関連産業A」調査票と「学校教育」調査票の統合
※ 単独事業所に対する調査事項として「単独事業所・本所・支所の別等」を、企業に対する調査事項として「常用雇用者数」及び「支所等数」を、それぞれ調査事項として追加するなど

2 実施時期関係

経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）は、前回調査において、国民経済計算の精度維持を図るとの統計委員会からの要請により、関係府省間で当初に合意した計画（平成23年7月1日）を変更し、平成24年2月1日を調査期日とした。

平成28年活動調査は、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）の考え方に基づき、平成28年7月に実施される参議院議員通常選挙等を勘案し、平成28年6月1日を調査期日とする。

3 調査方法関係

- (1) 正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るため、また、情報通信技術（ＩＣＴ）の急速な発展に伴う高度情報化社会の進展を踏まえ、平成28年活動調査では、全ての事業所でオンライン調査を可能とする。
- (2) 調査員調査・直轄調査の対象区分について、一部見直しを行い、単独事業所（資本金1億円以上）を調査員調査から直轄調査に変更する。

4 集計関係

- (1) 調査票等の変更・利用者ニーズ等を踏まえ、集計表等について一部見直しを実施する。
- (2) 第Ⅱ期基本計画における指摘事項等を踏まえ、売上高等の集計に関する消費税の取扱いについて、政府合意にのっとった対応を行う。

5 調査事務関係

- (1) 調査方法の変更に伴い、調査員・指導員・市町村の事務の見直しを行う。
- (2) 平成28年活動調査の調査期日と平成28年7月に実施される参議院議員通常選挙が近接していることを踏まえ、市町村においては、統計調査事務と選挙事務を兼務している場合があることに配慮し、両事務の間に軋轢が生じないよう統計調査事務日程を設ける。

平成28年経済センサス - 活動調査の概要

<調査の目的>

経済センサス-活動調査は、経済構造統計（すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

<調査の概要>

【調査対象】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所

(平成24年活動調査：約600万事業所)

- ・大分類A－農業、林業に属する個人経営の事業所
- ・大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ・大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

【調査期日】

平成28年6月1日

【調査事項】

○産業共通の基本的事項

- ・平成28年6月1日現在の事項
事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、主な事業の内容等
- ・平成27年1年間の事項
売上高、費用等の経理事項、電子商取引の有無及び割合、設備投資の有無及び取得額等

○産業別の特性事項

- ・製造業：製造品出荷額、在庫額、加工賃収入額、原材料、燃料、電力の使用額等
- ・卸売業、小売業：年間商品販売額、商品手持額、店舗形態、売場面積、営業時間等など

【調査系統】

○調査員調査：調査員による調査票の配布、オンライン回答又は調査員への提出

総務省・経済産業省－都道府県－市町村－統計調査員－報告者

※1 単独事業所（純粹持株会社及び資本金1億円以上の事業所を除く。）及び新設の事業所が対象

※2 事業所が入居する施設の管理会社等の民間事業者に調査票の配布・回収等の事務の委託が可能

○直轄調査：郵送による調査票の配布、オンライン回答又は郵送提出

総務省・経済産業省－報告者

総務省・経済産業省－都道府県－報告者

総務省・経済産業省－都道府県－市－報告者

※1 支所等を有する企業、純粹持株会社及び単独事業所（資本金1億円以上）が対象

※2 民間事業者に調査票の配布・回収等の事務を委託する。

※3 調査の前年に、より精度の高い企業単位及び事業所単位の名簿情報を整備するため、「企業構造の事前確認」を実施

<結果の公表>

- 速報集計：平成29年5月末
- 確報集計：平成29年9月頃から順次

経済センサス - 活動調査結果の利活用の状況

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした調査であり、その結果は国や都道府県の施策立案の基礎資料となるほか、民間企業においても幅広く利用されている。

1. 法令に基づく利用

- 地方消費税の清算（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 114、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）35 条の 20、地方税法施行規則（昭和 29 年總理府令第 23 号）第 7 条の 2 の 10）
 - 地方消費税は最終的に消費が行われた都道府県の税収となるよう、各都道府県の「消費に相当する額」に応じて按分される。この「消費に相当する額」は、地方税法施行令及び地方税法施行規則に定められた「消費に関連する指標」に基づいて計算されており、その指標の一つとしてサービス業対個人収入割合が利用されている。

2. 行政上の施策への利用

- 各省の審議会等における経済政策に係る審議の基礎資料として活用（産業別構成比、中小企業に占める小規模企業数の割合など）
- 地方公共団体における行政総合計画策定、企業立地促進・中小企業支援計画の策定などに活用

3. その他

- 国民経済計算、産業連関表の推計への利用
- 他の統計調査の母集団情報として利用
 - 毎月勤労統計調査、雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、民間非営利団体実態調査、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査など、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報として利用されている。